

平成30年度事業計画

【基本理念】

施設利用者に「安全」が満たされた上で、「安心」した気持で生活が継続でき、心身共に状態が「安定」し、楽しみや喜びを感じられる生活のお世話を提供していきます。

【実施事業】

- 1 第一種社会福祉事業
 - (1) 介護老人福祉施設はかた寿園の設置経営
- 2 第二種社会福祉事業
 - (1) 短期入所生活介護事業所はかた寿園の設置経営
- 3 要介護認定調査受託事業の実施

【事業運営基本方針】

- 1 老人福祉法で定める基本的理念及び介護保険法で定める目的である「自立支援・尊厳の維持」に添って事業を運営する。
- 2 処遇に関しては、利用者個人毎に立案されたケアプランが適切に実施され、生活介護、機能訓練、健康管理及び生活相談を行い、利用者本人がその人らしい日常生活が継続できるよう各職員が連携を保ち努める。
- 3 事業所経営においては、適正・効率化に努める。中長期的な計画としては地域を包括的に支えるための在宅事業への進出をめざすとともに、経営の安定化を図る。
- 4 安全で高品質なサービスを提供するために、職員の資質向上を図るとともに、組織体制の強化、効率化のための情報収集や対応策検討、また、近年発生が予想されております南海地震等に備えた防災対策を実施、また、社会福祉法人としての専門性を生かした社会貢献活動を行うことにより、地域から信頼、必要とされる施設になれるよう、各種事業に取り組む。

【平成30年度事業計画】

I 重点目標

- (1) 介護保険法及び老人福祉法に沿った事業所運営を適切に行う。
- (2) 関係する機関との連携を密にし、協力体制の確保に努める。
- (3) 地域ボランティア団体との協力体制の確保に努める。
- (4) 家族会との連携を密にし、利用者、家族の声を施設運営に反映するよう努める。
- (5) 管理職会、運営委員会、職員連絡会、介護職員会、身体拘束廃止検討会、事故リスク対策委員会、感染対策委員会、褥瘡対策委員会、医療的ケア推進委員会、入所判定委員会、給食検討会、介護リーダー会、介護グループ会、ケアカンファ

レンス、ケア向上のための会議及び各種勉強会の充実を図り、職員の資質の向上と社会福祉の環境の変化に柔軟に対応できる組織づくりに努める。

喀痰吸引や認知症等の資格認定を積極的に受け、看取りケアの知識技術習得を進め、重度化される入所者への介護力強化に努める。

- (6) 地域公益事業の取組みに努めるとともに、社会福祉充実事業等の地域福祉向上のための活動を検討及び実施するものとする。
- (7) 地域のニーズや不足する介護サービスなどの社会資源を探り、新たな事業を展開するための調査、準備に努める。

II 事業計画

1 事業別事業計画

(1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

施設に入所していても、身体的障害、認知症などがあっても、可能な限り元気であった時代の生活に近づけられるように、次の事項を推進する。

i) 安心して安全に生活できる介護サービスの提供。

イ ケアプランに基づいた介護サービス提供の徹底。

ロ 利用者一人ひとりの状態に合った入浴、排泄、食事介護の提供に努める。

ハ 利用者が、地域社会の一員であり続けるために、家族、近隣及び地域社会との係わりの継続、拡大に努める。

ii) 認知症介護の実践。

イ 認知症になっても安心して生活出来るよう、職員の専門性を高め、介護看護を超え、各職員が連携をして認知症介護に取り組む。

iii) 看取りケアの実施。

イ 回復困難及び終末期と診断された後も、希望される場合は、施設において可能な限り充実した生活出来るように努める。

ロ 看取りケアに関する資質向上のため、職員の専門性を高め、周知する研修会の参加及び開催を行う。

ハ ご家族の意向、希望に出来る限り沿うため、日頃からの連携や連絡を密にする。

iv) 健康管理と食事

イ 安定した健康状態が保てるよう、利用者の健康管理に留意し、疾病予防に努める。

ロ 安全に食べることが出来るように、利用者一人ひとりに応じた食事の検討をするとともに、五感で楽しめる食事提供を目指す。

(2) 短期入所生活介護事業所事業（短期入所、介護予防短期入所）

家族の介護負担軽減を含め、利用者が安心して在宅生活を継続できるように、

単なる短期宿泊にとどまらず、家族支援も含め他機関との連携を密にし、次の事項を推進する。

- i) 安心して利用できる介護サービスの提供。
 - イ 居宅介護サービス計画書に沿ったケアプランの作成と実施の徹底。
 - ロ 本人及びご家族の意向に沿った介護サービスの実施。
 - ハ 利用者一人ひとりの状態に合った入浴、排泄、食事介護の提供に努める。
 - ニ 在宅及び他の介護サービスとの連携に努め、統一した介護及び在宅生活継続を念頭に置いた介護の実施に努める。
- ii) 家族及び他機関との連携強化
 - イ 定期のサービス担当者会議の他に、家族及び他の介護サービス事業者との連携をはかり、利用者の変化に迅速に対応できるよう努める。
 - ロ 実務担当者レベルでも連携を行うことにより、ニーズと実情のミスマッチングを防止し、より在宅でも実施、応用可能な介護サービスの提供に努める。

(3) 要介護認定調査受託事業

利用者の介護認定調査について受託し、公正・的確な調査に努める。

2 施設、設備

設備については耐用年数を迎える物も多く、大規模及び中規模の改修工事や入替工事を実施している。そのような中、今後も大小の改修工事等が予想される。そのため、実情を把握し、計画を立て適宜改修を実施することが必要であり、それらを踏まえて事業運営を推進する。

- (1) 施設、設備の保全管理に努めると共に、環境美化の維持に努める。
- (2) 食中毒等の発生を防止するため、害虫等の発生予防及び駆除に努める。
- (3) 利用者に落ち着ける生活空間を提供できるように努める。
- (4) 優先順位を設け、利用者の生活に支障が出ないよう計画的に設備の改修を実施する。

3 非常災害対策

はかた寿園は要介護状態の利用者を抱える事業所であり、想定される災害リスクに対する意識のレベルは一般の事業所より高くあるべきと考えられる。そこで、被害を受けた類似施設の教訓を踏まえ、非常災害対策について次の事項について認識を高め、取り組みの強化を進める。

- (1) 法令等を遵守し、防災設備の維持に努める。
- (2) 消防訓練・避難訓練を年2回実施する。
- (3) 緊急時の対応について、周知徹底を図る。

4 職員

- (1) 法人の定款、規則、規程等を遵守し、職員相互の協力関係を築くため、勉強会、親睦会、諸行事を通じて連帯感の醸成に努める。
- (2) 職員の健康管理に努め、十分な休養がとれる勤務形態確保に努める。
- (3) 職員の職務意欲の向上を図るため、研修の機会、資格取得の支援を行う。

5 資金計画

- (1) 社会福祉法人の「指導指針」に沿って、適正な会計処理を行う。
- (2) 平成30年度資金収支予算書に基づいて、適正・的確に執行する。

6 情報の公表（広報誌の発行等）

はかた寿園での生活を通して、利用者、家族、職員が相互に交流し、施設運営の情報を公開することを目的として随時発行する。また、季節に沿って園内の諸行事などを伝える紙面として「ほっこり」を随時発行及びホームページを活用し、利用者、家族が園内での生活の様子を身近に感じていただくように努める。